

# 生活保護世帯に対する料金の減免に関する規程

平成 22 年 3 月 31 日  
流山市水道事業管理規程第 2 号

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、流山市水道事業給水条例（平成 10 年流山市条例第 15 号。以下「条例」という。）第 33 条の規定による料金等の減免のうち、生活保護世帯に対する料金の減免について、必要な事項を定めるものとする。

## (減免の要件)

第 2 条 この規程に基づき、料金の減免を受けることのできる生活保護世帯は、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 条例第 13 条の規定による給水申込みをし、流山市水道事業管理者（以下「管理者」という。）の承認を受けていること。
- (2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項第 1 号に規定する生活扶助を受けていること。

## (減免の額)

第 3 条 条例第 23 条から第 25 条の 2 までの規定により徴収すべき料金の基本料金及び 1 か月当たり 10 立方メートル以下の使用に係る従量料金とする。

## (減免の申請)

第 4 条 料金の減免を受けようとする者は、水道料金減免申請書（別記第 1 号様式）に福祉事務所長が 1 月以内に交付した生活扶助保護開始決定通知書の写し又は生活扶助保護証明書を添えて、管理者に提出しなければならない。

## (減免の決定)

第 5 条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、申請書の内容を審査し、その申請の可否を決定し、速やかに水道料金減免決定（却下）通知書（別記第 2 号様式）により、当該申請に係る者に通知するものとする。

## (減免要件の消滅の届出)

第 6 条 前条の規定により水道料金減免決定通知書の交付を受けた者（以下「減免適用者」という。）は、住所を変更したとき又は第 2 条第 2 号に掲げる要件を欠いたときは、直ちに水道料金減免要件消滅届出

書（別記第3号様式）を管理者に提出しなければならない。

（減免の始期及び終期）

第7条 減免適用者に対する料金の減免の始期は、第5条の規定により減免の決定をした日の属する月の翌月とし、終期は、第2条に掲げる要件を欠く事実が発生した日の属する月とする。

（委任）

第8条 この規程の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月2日管理規程第4号）

（施行期日）

1 この管理規定は、平成24年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この管理規程の施行の際限にこの管理規程による改正前の生活保護世帯に対する料金の減免に関する規程第5条の規定により、減免決定通知を受けた生活保護世帯に関する水道料金の減免については、この管理規程による改正後の生活保護世帯に対する料金の減免に関する規程第5条の規定により、減免決定通知を受けたものとみなす。

附 則（平成25年7月24日管理規程第5号）

（施行期日）

1 この管理規程は、平成25年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この管理規程の施行の際現にこの管理規程による改正前の生活保護世帯に対する料金の減免に関する規程第5条の規定により、減免決定通知を受けた生活保護世帯に関する水道料金の減免については、この管理規程による改正後の生活保護世帯に対する料金の減免に関する規程第5条の規定により、減免決定通知を受けたものとみなす。